

基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援【ライフステージ別の事項】		主な取組の方向性	頁	具体的な取組項目(例示)
(妊娠・出産期・就学前期)	1. 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します 重点施策1			
	(1) 妊娠・出産期の心と身体の健康づくりの推進	●妊娠期から産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査や、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進します。	1	母子健康手帳交付、プレ・パパママ教室、妊婦健康診査助成、妊婦健康診査、産後ケア・産後等ヘルパー等
	(2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進	●新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業等の訪問支援と、出産・子育て応援給付金の支給を組み合わせることで、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう努めます。	3	新生児・乳児・産婦訪問、各種乳幼児健康診査、予防接種、離乳食教室、休日応急診療センター等
	(3) 就学前教育・保育の充実	●発達と学びの連続性を踏まえ、保育所や認定こども園、幼稚園の専門性が生かされた就学前教育・保育の更なる充実を図ります。	6	就学前教育・保育の推進、幼保一体化等の推進、保育課題サポート、各種研修事業を通じた幼保小の円滑な接続等
(4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実	●安心して妊娠・出産し、楽しく子育てができるよう、子ども、家庭、妊婦等を対象に母子保健と児童福祉の切れ目のない一体的な相談支援体制の充実を図ります。	7	子ども家庭センター（母子・家庭児童相談）、伴走型相談支援、地域子育て支援拠点、女性のための相談、SUNだっこアプリ等	
(学童・思春期)	2. 就学期の子どもに生きる力と豊かな感性を育む環境づくりを進めます			
	(1) 学童・思春期の心と身体の健康づくりの推進	●小中高生を対象とした定期健康診断・予防接種等の健康管理の推進を図ります。また、食育に関するセミナー等の開催により「食」の大切さを啓発します。	10	子ども家庭センター（家庭児童相談・青少年の悩み相談等）学校での定期健診、食育、予防接種、健康教育等
	(2) 安全・安心な居場所づくりの推進 重点施策2	●放課後子ども教室や放課後児童クラブの安定的な運営や、多様な居場所の確保に努めます。	12	放課後子ども教室、放課後児童クラブ、シニアユースひろば、地域における学習・交流の場（子ども食堂等）
	一部変更 (3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応	●児童生徒の状況に適した対応を行うため、校内サポートルームの設置や、三田市あすなろ教室との連携の他、フリースクール等の民間支援団体等との連携・ネットワークづくりを進めます。	13	子ども家庭センター（青少年の悩み相談）、教育相談、不登校対策、青少年健全事業等
【新】 (4) 将来のための知識に関する教育や啓発の推進	●地域・家庭・学校が連携・協働する「さんだサイエンスフェスティバル」をはじめとする「こうみん未来塾」等の各種教育を通じて、子ども・若者が自ら学び、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力・態度等を身につけられるよう、取り組みを進めます。	15	こうみん未来塾、キャリア教育、トライやるウィーク等	
(青年期)	3. 子ども・若者の主体性を尊重し自立を促進します			
	(1) 地域におけるふれあい・助け合いの推進	●未就学児から高齢者までの多様な世代が、気軽に交流できる場づくりを推進し、子ども・若者の健全育成を図ります。次代を担う子ども・若者が、地域の一員として、社会性や主体性等を培う機会の充実を図ります。	16	多世代交流(シニアユースひろば)、福祉学習の支援等
	一部変更 (2) 就労支援、自立支援に向けた支援	●ハローワークや関係機関との連携により、市内企業とのマッチング等の機会の充実を図り、若者の雇用を促進します。さんだ若者サポートステーション等との連携により、働くことに悩む若者が就職への第一歩を踏み出せる環境づくりに努めます。	18	起業・創業支援、さんだ若者サポートステーションとの連携支援等
【新】 (3) 結婚を希望する方への支援・新生活への支援	●結婚や出会いに関するイベントを実施する他、出会いだけでなく、交際から結婚までのプロセスをサポートし、結婚を望む人が希望する未来を築けるよう、総合的な支援体制を整えていきます。	19	出会い・結婚に関する総合的な支援、結婚新生活支援事業	
基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援【ライフステージを通じた事項】		主な取組の方向性	頁	具体的な取組項目(例示)
(横断的施策)	1. 子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します 重点施策3			
	(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発	●「子どもの権利条約」の4原則やこども基本法の6つの基本理念を踏まえ、子ども・若者が権利の主体であることが、子ども・若者だけでなく市民全体に広く理解されるよう、多様な機会や手法を活用し、普及・啓発に取り組みます。	20	子どもの人権に関する啓発や学習機会・講座、体罰防止対策の推進、学校での取組など
	(2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援	●子ども・若者の自立性・社会性を育むため、多様な体験活動や学びの場の充実を図ります。また、子ども・若者が自らの可能性に気づき、将来の夢を持って前向きに成長できる環境づくりに取り組みます。	22	有馬富士自然学習センター、野外活動センター、文化芸術、歴史文化財、地域スポーツ活動支援、図書館、環境教育等
【新】 (3) 子ども・若者の意見表明や参加機会の充実（まちづくりへの参画含む）	●子ども・若者が、地域の一員として意見を表明できるような多様な機会や手法を確保するとともに、施策の推進等に意見を反映させる仕組みづくりについて、先進事例を研究しながら取り組みます。	24	高校生議会、こうみん未来塾への高校生参加、三田スモカモスプロジェクト、三田学生サミット、若者のまちづくり検討会議	

2. 様々な状況にある子ども・若者や家庭が安心して暮らせるよう支援します				
	(1) ひとり親家庭への支援	●ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援など幅広い分野にわたって支援できるよう、関係機関と連携し、総合的に取り組みます。	26	ひとり親家庭等自立支援事業、ひとり親家庭自立プログラム策定事業、養育費確保支援事業など各種支援制度等
	(2) 障害のある子どもへの支援	●障害のある子どもや支援を必要とする子どもが、ライフステージを通して切れ目なく支援を受け、地域で健やかに成長できるよう、地域や関係機関と連携した相談体制の強化や一人ひとりの障害や特性に応じた療育・教育を進めます。	28	乳幼児健診事後指導教室、児童発達支援事業、放課後等デイサービス等、インクルーシブ教育の構築
一部変更	(3) 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化	●虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に把握し、必要な支援につなげられるよう「子ども家庭センター」を中心とした母子保健と児童福祉の一体的支援や情報共有を行います。また、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関等との連携を更に強化します。	30	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、体罰防止対策の推進、親子関係形成支援等、子育て世帯訪問支援ヤングケアラーへの支援
一部変更	(4) 外国にルーツのある子ども・若者への支援	●外国にルーツがある子ども・若者や家庭が、地域で孤立したり、不利益を被ったりすることがないように、学校園所や三田市国際交流協会等と連携し、母語による学習支援や心のケア、日本語学習支援、円滑に子育てサービスを受けるためのサポートなど、必要な支援を進めます。	32	外国人児童生徒等への支援、国際交流プラザ、子どもにほんご教室スキップ、通訳・翻訳制度等
3. 生活困窮を抱える家庭の子ども・若者が等しく成長できるよう支援します(こどもの貧困解消に向けた対策計画)				
一部変更	(1) 早期発見・早期支援の体制の強化	●妊娠期から学童期・思春期、青年期に至るまで、生活に困難を抱える子ども・若者及び家庭を早期に発見し、必要な支援につなげます。	33	要保護児童対策地域協議会、スクールソーシャルワーカーとの協働、多機関協働事業(重層的支援体制整備事業)等
	(2) 保護者に対する就労支援・経済的支援	●就労支援とともに、家庭の状況や所得に応じた経済的支援に取り組むことにより、家庭における安定した経済状況の確保に努めます。	35	生活困窮者自立支援事業、各種ひとり親家庭支援事業等
一部変更	(3) 居場所づくり・学習・進学支援	●地域の居場所における体験や、多様な世代との交流を通じて、家庭の経済状況等に関わらず、子ども・若者が自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境づくりに取り組みます。	36	子どもの学習・生活支援事業、就学援助事業、高等学校等入学支援金、子ども食堂等への支援等
基本目標Ⅲ	子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり	主な取組の方向性	頁	具体的な取組項目(例示)
(横断的施策)	1. 子ども・若者をまんやかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します	重点施策5		
	(1) 親育ちへの支援強化	●子どもの人格形成において大きな役割を担う家庭教育の重要性について、保護者に周知するとともに、保護者が喜びを感じながら子育てができるよう、保護者同士の交流を通じた仲間づくりの機会や、子育てに関して学べる場を提供します。	38	家庭教育学級事業、子育てグループの支援
一部変更	(2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり	●子育て支援に関わる担い手の養成・育成活動を行うとともに、担い手同士の交流を促進し、連携・協働につながるネットワークづくりに取り組みます。	39	ボランティア養成・育成(多世代交流館)、ボランティア活動センターによる支援、民生委員・児童委員活動
	(3) 学校・家庭・地域の連携と協働	●学校・家庭・地域が相互に連携し、子どもの健やかな成長を支える活動を推進するとともに、校区に合ったコミュニティ・スクールの充実を図ります。また、多様な活動や多世代交流などの機会の確保に努めます。	40	幼稚園等元気アップ共育事業、コミュニティスクール推進事業等
2. 必要な子育て支援がいつでも、もれなく受けられるよう支援します				
	(1) 多様な教育・保育・子育て支援サービスの充実	●働き方の多様化に伴う、多様な保育ニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図ります。放課後児童クラブについて、定員に余裕のあるクラブへの送迎や、長期休業期間中の午前8時開所をはじめとする弾力的運用に取り組みます。	41	通常保育事業、放課後児童クラブ、地域子ども・子育て支援事業等(ファミサポ、病児保育・こども誰でも通園制度等)
	(2) 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりの推進	●親として男女ともに子育てを担う「共育」の意識啓発・参画を促進するため、様々な機会を通じて、情報提供や学習機会の充実に取り組みます。	43	就業雇用促進事業、仕事と家庭両立支援の啓発講座等
	(3) 子育てに要する経済的な負担の軽減	●児童手当や出産子育て応援給付金をはじめとする各種経済的支援により、子育て家庭の負担軽減を図ります。国の制度改正に伴い、児童手当・児童扶養手当を拡充します。	44	出産・子育て応援給付金、妊婦・産婦健康診査助成、医療費助成、児童手当、就学援助、高等学校等入学支援金、遠距離通園・通学費補助、児童手当・児童扶養手当等
3. 子ども・若者・子育て家庭が住み続けたい生活環境の向上を進めます				
	(1) 子ども・若者を犯罪や交通事故等から守る環境づくりの推進	●地域住民や学校・関係機関等と連携し、地域における見守り活動を充実させるとともに、防犯・防災意識の向上に努め、子ども・若者、子育て家庭が安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。	47	防犯まちづくり推進事業、交通安全、SOSの出し方・受け止め方習得事業等
	(2) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくりの推進	●子ども・若者、子育て家庭にとって魅力的な公園等の整備と安全管理に努め、安全・安心に利用できる場の確保や、住み続けたい生活環境づくりを進めます。	49	赤ちゃんの駅設置事業、公園整備事業